第一一六期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・千円）

資産の部	
流動資産	四二九、九五四
固定資産	二、三三〇、一三四
合計	二、七六〇、〇八九
負債及び純資産の部	
流動負債	七七六、五九三
（賞与引当金）	（六、五八一）
（役員賞与引当金）	（九、九六〇）
固定負債	一四三、一五八
（退職給付引当金）	（一三八、一一二）
（役員退職慰労引当金）	（三、五一六）
株主資本	一、八三七、三六五
資本金	九〇、〇〇〇
資本剰余金	一、六七八
資本準備金	一、六七八
利益剰余金	一、七四五、六八七
利益準備金	二二、五〇〇
その他利益剰余金	一、七二三、一八六
（当期純利益）	（一二六、一七四）
評価・換算差額等	二、九七一
その他有価証券評価差額金	二、九七一
合計	二、七六〇、〇八九

平成二十六年四月一日

滋賀県野洲市三上二三一一

アサヒビールモルト株式会社

第五期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	四〇七
固定資産	六九
資産合計	四七七
負債及び純資産の部	
流動負債	三八九
（賞与引当金）	（一）
固定負債	一八
（退職給付引当金）	（七）
負債合計	四〇八
株主資本	六九
資本金	四〇
資本剰余金	四〇
資本準備金	四〇
利益剰余金	△一〇
その他利益剰余金	△一〇
（うち当期純利益）	（一一）
純資産合計	六九
負債及び純資産合計	四七七

平成二十六年四月一日

福岡県春日市塚原台三丁目一一〇番地

アサヒみどり販売株式会社

代表取締役　荘田　守

第七十九期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・千円）

資産の部	
流動資産	二五一、七七六
固定資産	二二二、〇一一
合計	四七三、七八八
負債及び純資産の部	
流動負債	二八七、四五二
（賞与引当金）	（一、二八六）
固定負債	五、九四〇
（退職給付引当金）	（五、九四〇）
株主資本	一八〇、三九五
資本金	一二、〇〇〇
資本剰余金	一四五
資本準備金	一四五
利益剰余金	一六八、二五〇
その他利益剰余金	三、〇〇〇
（当期純利益）	一六五、二五〇
合計	（四七、八二八）
	四七三、七八八

配当公告

福島県南会津郡南会津町木伏字権現堂一一九八番地　破産者　株式会社伊南建設工業

右の者に対する福島地方裁判所会津若松支部平成二十五年（フ）第三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三八、五四四、〇五五円

一、配当することができる金額

金一四、〇八六、八五三円

平成二十六年四月一日

福島県会津若松市宝町五番五〇号

破産管財人　福西　宜孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市北区北一六条西三丁目二一番地四〇一、最後の住所札幌市北区北二〇条西五丁目一番三三―二〇一号

被相続人　亡　齊藤　広己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月一日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目四　レジディア大通公園二階　黒川・吉田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　悟志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市山田六〇七五番地、最後の住所千葉県茂原市下永吉四九四番地一L・M茂原第二―二〇二号

被相続人　亡　齋藤　英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月一日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮五八四三―一一　流星ビレッジ

相続財産管理人　弁護士　松本　知世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿西一丁目四番地、最後の住所東京都目黒区大橋二丁目一五番一〇号桑島レジデンス一三号

被相続人　亡　江波　フク

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月一日

東京都中央区銀座三―八―五銀商ビル四階

緑川由香法律事務所

相続財産管理人　弁護士　緑川　由香

（登録姓　大井川）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本郷三丁目一四番地、最後の住所東京都目黒区大橋二丁目一九番一号駒場苑

被相続人　亡　伊藤　武子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月一日

事務所東京都中央区銀座八丁目八番一七号

伊勢萬ビル六階福家総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北野　俊光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区東中野四丁目八番地、最後の住所東京都小平市鈴木町一丁目七二番地のグランスクエア一橋学園弐番街六〇三号

被相続人　亡　有坂　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月一日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区代々木三丁目三番地八、最後の住所東京都渋谷区代々木三丁目三番八号

被相続人　亡　元澤　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月一日

事務所東京都渋谷区神南一―二一―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央